

桜新町 街づくり協議会ニュース 第13号

平成25年2月 発行
発行：桜新町街づくり協議会

地権者の意向調査を実施しました

昨年の街づくり協議会で示した、区へ提案する地区街づくり計画の「たたき台」（裏面をごらんください）について、地権者等の意向を把握するために調査を実施しました。

調査期間：平成24年11月～平成25年1月

配付数：256

回収状況：

土地所有者	57
建物所有者	61
その他の方	6
計（重複あり）	124
回収数	88
配付数	256
回収率	34.4%

【次回街づくり協議会で調査の報告と、それをふまえた意見交換を行います】

- ・次回街づくり協議会では、上記調査の報告をいたします。
- ・この結果をふまえて、今後の進め方を検討します。
- ・区へ提案する地区街づくり計画の「たたき台」の修正のみならず、今後の方向性も含めて幅広く意見交換をしたいと思います。ぜひ、ご参加ください。

◆次回まちづくり協議会

日時：平成25年3月14日（木）（午後7時～8時30分）

場所：桜新町区民集会所 1F ふれあいルーム

- ・意向調査の結果について
- ・今後の進め方について

※調査結果をご報告するとともに、その結果をふまえて今後の進め方を話し合う大切な会議ですので、ぜひご参加ください。

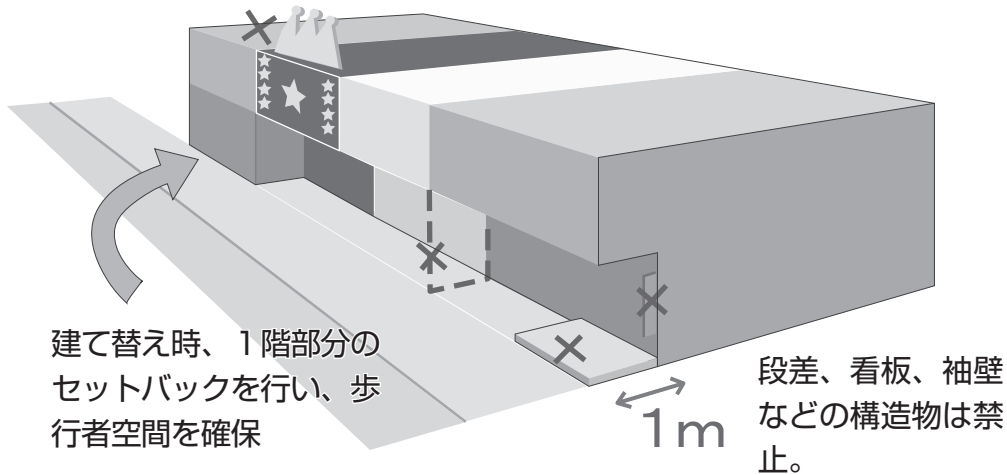
区へ提案する地区街づくり計画の「たたき台」

●地区街づくり計画 および 地区計画とは●

- ・地区の将来像に基づき、その地区の街づくりのルールを定める制度です。「地区街づくり計画」は世田谷区街づくり条例に、「地区計画」は都市計画法に基づくものです。これらの計画ができ、その内容を建築基準法に基づき条例化することで、それに適合しない建物は建てられなくなります。
- ・この制限は、建て替え時に適用されます。長期的な視点で良好な街並をつくることで、街の総合的な価値を高めていくことが目的です。

建物等の制限

建築物等の形態、意匠、色彩は、周囲の環境と調和したものとする。



上記制限により連続した街並みを実現

